



厚生労働省

山口労働局

下松労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和7年3月27日（木）

【照会先】

下松労働基準監督署

監督・安衛課長 藤岡章人

電話 (0833) 41-1780

労働基準法違反被疑事件の書類送検について

下松労働基準監督署（署長 岩村千央）は、令和7年3月27日、株式会社美令及び同社の代表取締役を労働基準法違反の疑いで柳井区検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

- （1）株式会社美令^{みれい}
（所在地 山口県柳井市）
- （2）同社代表取締役

2 違反条文

株式会社美令、同社代表取締役ともに、
労働基準法違反

同法 第24条（賃金の支払）

同法 第120条第1号（罰則）

同法 第121条第1項（両罰規定）

3 事件の概要

株式会社美令は、とび工事業を営む事業主であるが、同社の代表取締役は、労働者6名に対する令和6年3月1日から令和6年5月31日までの賃金（総額3,516,763円）について、各所定支払日に、その全額を支払わなかったもの。

【参照条文】

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（賃金の支払）

第二十四条

- 1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（罰則）

第二百十条

次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者
- 二～五 （略）

（両罰規定）

第二百十一条

- 1 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。
- 2 （略）